



宮 崎 県 公 報

令和5年3月30日(木曜日) 第394号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	
○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1		○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………21
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… (福祉保健課) 7		教育委員会規則
○指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則…………… (長寿介護課) 10		○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………22
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 12		○国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則……………22
告 示		○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則……………23
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 17		○県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則……………23
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 17		○博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則……………28
○都市計画事業の変更の認可 (2件) …… (都市計画課) 18		教育委員会訓令
訓 令		○競技力向上推進室設置規程を廃止する訓令……………37
○公印規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 18		教育長訓令
公 告		○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………37
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 19		監査委員公告
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 19		○定期監査、随時監査及び行政監査の結果の公表……………39
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (“) 20		○監査結果に基づき講じた措置の公表……………39
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 20		○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………39
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可 (3件) …… (“) 21		正 誤
人事委員会規則		○令和2年8月20日付け県公報 (第 131号) 中……………39

規 則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)	(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)
第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号、第4条第1号、第5条第1号若しくは第7条第1項又は第6条第2号若しくは第7条第2項第2号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第38条第1項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不	第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号、第4条第1号、第5条第1号若しくは第7条第1項又は第6条第2号若しくは第7条第2項第2号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得の日から60日以内に、不動産取得税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第2号) を所長に提出しなければならない。た

動産取得税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第2号）を
所長に提出しなければならない。


ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由が
あると知事が認めたときは、この限りでない。

別記様式第1号（その1）中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申請者	住 所	
		氏 名	

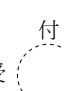
を

別記様式第1号（その1）中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申請者	住 所	
		氏 名	
		電話番号	


に改める。

別記様式第1号（その1の2）中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申請者	住 所	
		氏 名	


を

別記様式第1号（その1の2）中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申請者	住 所	
		氏 名	
		電話番号	

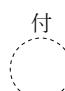
に改める。

別記様式第1号（その2）中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申請者	住 所	
		氏 名	
		事務所又は事業所の所在地	

を

別記様式第1号（その2）中


受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申請者	住 所	
		氏 名	
		事務所又は事業所の所在地	
		電 話 番 号	

に改める。

別記様式第1号(その3)中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住 所	
		氏 名	
		代表者氏名	


を

受  印
 県税・総務事務所長 殿
 年 月 日


申 請 者	住 所	
	氏 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	

に改める。

別記様式第1号(その3の2)中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	


を

受  印
 県税・総務事務所長 殿
 年 月 日


申 請 者	所 在 地	
	名 称	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	

に改める。

別記様式第2号(その1)中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		代 表 者 氏 名	

を

受  印
 県税・総務事務所長 殿
 年 月 日

申 請 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	

に改め、同様式備考中2を削り、

3を2とし、4を3とする。

別記様式第2号(その1の2)中

「 付 印 受

県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		代 表 者 氏 名	

を

」

「 付 印 受

県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		代 表 者 氏 名	
		電 話 番 号	

に改め、同様式備考中2を削り、

」

3を2とし、4を3とする。

別記様式第2号(その3)を次のように改める。

様式第 2 号 (その 3) (第 4 条関係)

(表)

付
受 ○ 印
不 動 産 取 得 税 免 除 申 請 書

県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申	住 所 (所在地)						
	請	氏 名 (名 称)						
	者	代表者氏名						
		電話番号						
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第 4 条の規定により、下記の不動産のうち、 <small>けん</small> 牽引事業対象施設の用に供する家屋又はその敷地となる土地の取得に対する不動産取得税の課 税免除の申請をします。								
土 地	所	在 地 番	地 目	地 積 (㎡)	取 得 年 月 日	取 得 の 原 因	固 定 資 産 課 税 台 帳 に 登 録 さ れ た 価 格 円	
					. .			
						. .		
						. .		
	計							
	使 用 目 的 に よ る 区 分		地 積 (㎡)	地 積 の あ ん 分 率	備 考			
	対 象 家 屋 の 敷 地			%				
そ の 他 の 用 地			%					
計			100%					
対 象 家 屋 の 着 工 (予 定)		年 月 日						
家 屋	所	在 種 類	構 造	面 積 (㎡)	取 得 年 月 日	取 得 の 原 因	取 得 価 額 円	
					. .			
					. .			
					. .			
計								
設置した対象家屋の事業の種類								
事業開始(予定)		年 月 日			その他			
設置した家屋を事業の用に供した日					年 月 日			
設 置 し た 家 屋 の 取 得 価 額 及 び 面 積	種 類				取 得 価 額	面 積 (㎡)		
	当該施設の用に供する建物及びその附属設備				円			
	事 務 所 等							
	その他当該施設の用に供する部分							
	その他当該施設の用に供しない部分							
	計							
基 本 計 画 同 意 日	年 月 日			地 域 経 済 牽 引 事 業 計 画 承 認 日	年 月 日			
主 務 大 臣 確 認 日	年 月 日							

(裏)

記載上の注意

- 1 この申請書には、^{けん}牽引事業対象施設の用に供する家屋及びその敷地である土地について記載してください。ただし、土地に対する申請を行う場合において、一の対象用地に対象家屋の敷地とその他の用地があるときは、対象用地の全部について記載してください。
- 2 取得した土地が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、取得価額を記載してください。
- 3 対象家屋の敷地となる土地とは、対象用地のうち、社宅、寮、厚生施設等の家屋の敷地及び運動場の用地等課税免除等の対象となる設備等に直接関係のない部分の土地を除いた全部の土地です。
- 4 その他の用地とは、3以外の土地です。
- 5 「家屋」の欄は、対象家屋を工場、倉庫等の種類ごとに具体的に記載してください。
なお、対象家屋とは、特例条例第5条第1号に規定する家屋をいいます。
- 6 「設置した対象家屋の事業の種類」の欄は、「ミシン製造業」というように具体的に記載してください。
- 7 該当する^{けん}地域経済牽引事業計画の承認された日及び主務大臣の確認を受けた日の分かる資料を添付してください。

備考

- 1 この申請書には、土地に対する申請の場合は土地の見取図に対象家屋の配置予定図を記載したものを、家屋に対する申請の場合は対象家屋全体の平面図を添付してください。
- 2 土地の取得については、その土地の取得の翌日から1年以内に当該土地を敷地とする対象家屋の建設の着手がなされなければ、課税免除はできません。
- 3 課税免除の決定は、対象家屋を事業の用に供した後に行います。

別記様式第 4 号中

受  印 宮崎県知事殿 年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		代 表 者 氏 名	

を

受  印 宮崎県知事 殿 年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		代表者氏名	
	電 話 番 号		

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和57年宮崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記様式第40号を次のように改める。

様式第40号 (第19条関係)

年 月 日

就労自立給付金支給申請書

西臼杵支庁長
福祉子どもセンター所長 殿
福祉事務所長

申請者 住所又は居所

氏名

下記のとおり相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請
します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	生 年 月 日
	年 月 日 (歳)
	年 月 日 (歳)
	年 月 日 (歳)
	年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第43号（第22条関係） [略]</p> <p><u>※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。</u></p>	<p>様式第43号（第22条関係） [略]</p> <p><u>※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。</u></p> <p><u>※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の生活保護法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第20号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年宮崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（指定等の申請）</u></p> <p>第2条 法第70条第1項若しくは第86条第1項の指定の申請、法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可の申請又は法第115条の2第1項の指定の申請は、指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）申請書（別記様式第1号）に知事が別に定める書類を添えてしなければならない。</p>	<p><u>（申請、届出等の様式）</u></p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、知事が別に定める様式により、知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1） 法第70条第1項若しくは第86条第1項の規定による指定の申請、法第94条第1項若しくは第107条第1項の規定による許可の申請又は第115条の2第1項の規定による指定の申請</p> <p>（2） 法第70条の2第4項（法第115条の11において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第70条第1項若しくは法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による指定の更新の申請、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項若しくは法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定による許可の更新の申請又は旧法第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の規定による指定の更新の申請</p> <p>（3） 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請</p> <p>（4） 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書（法第115条の11において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出</p> <p>（5） 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項、第115条の5第1項又は旧法第111条の規定による変更の届出</p> <p>（6） 法第75条第1項、第99条第1項、第113条第1項又は第115条の5第1項の規定による再開の届出</p> <p>（7） 法第75条第2項、第99条第2項、第113条第2項又は第115条の5第2項の規定による廃止又は休止の届出</p> <p>（8） 法第91条又は旧法第113条の規定による指定の辞退</p> <p>（9） 法第94条第2項又は第107条第2項の規定による変更の許</p>

可の申請

- (10) 法第95条第1項若しくは第2項又は法第109条第1項若しくは第2項の規定による承認の申請
- (11) 法第98条第1項第4号又は第112条第1項第4号の規定による許可の申請
- (12) 旧法第108条第1項の規定による申請

(指定等の更新)

第3条 法第70条の2第4項(法第115条の11において準用する場合を含む。)において準用する法第70条第1項若しくは法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の指定の更新の申請、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項若しくは法第108条第4項において準用する法第107条第1項の許可の更新の申請又は旧法第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の指定の更新の申請は、指定居宅サービス事業者(介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指定(開設許可)更新申請書(別記様式第2号)によってしなければならない。

(指定の変更)

第3条の2 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請は、指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書(別記様式第2号の2)によってしなければならない。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第4条 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の申出は、指定を不要とする旨の申出書(別記様式第3号)によってしなければならない。

(変更等の届出)

第5条 法第75条、第89条、第99条、第113条、第115条の5又は旧法第111条の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書(別記様式第4号)によって、事業の再開に係るものにあつては再開届出書(別記様式第5号)によって、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止(休止)届出書(別記様式第5号の2)によってしなければならない。

(指定の辞退)

第6条 法第91条又は旧法第113条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(別記様式第6号)によってしなければならない。

(介護老人保健施設の変更の許可の申請)

第7条 法第94条第2項の規定による変更の許可の申請は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書(別記様式第7号)によってしなければならない。

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第8条 法第95条第1項又は第2項の承認の申請は、介護老人保健施設管理者承認申請書(別記様式第8号)によってしなければならない。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第9条 法第98条第1項第4号の許可の申請は、介護老人保健施設広告事項許可申請書(別記様式第9号)によってしなければならない。

(介護医療院の変更の許可の申請)

第10条 法第107条第2項の規定による変更の許可の申請は、介護医療院開設許可事項変更申請書(別記様式第10号)によってしなければならない。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請)

第11条 旧法第108条第1項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書(別記様式第11号)によってしなければ

<p>ならない。 <u>(介護医療院の管理者の承認の申請)</u> 第12条 法第 109条第 1 項又は第 2 項の承認の申請は、介護医療院 管理者承認申請書 (別記様式第12号) によってしなければならない。 。</p> <p><u>(介護医療院の広告の許可の申請)</u> 第13条 法第 112条第 1 項第 4 号の許可の申請は、介護医療院広告 事項許可申請書 (別記様式第13号) によってしなければならない。 。</p> <p>第14条・第15条 [略] (市町村等への情報提供) 第16条 知事は、介護保険事業者等に関する情報のうち、次に掲げ る事項の全部又は一部を、市町村、宮崎県国民健康保険団体連合 会その他の機関に提供することができる。 (1) 第14条各号及び前条第 2 項各号に掲げる事項 (2)～(5) [略] 第17条 [略]</p>	<p>第3条・第4条 [略] (市町村等への情報提供) 第5条 知事は、介護保険事業者等に関する情報のうち、次に掲げ る事項の全部又は一部を、市町村、宮崎県国民健康保険団体連合 会その他の機関に提供することができる。 (1) 第3条各号及び前条第 2 項各号に掲げる事項 (2)～(5) [略] 第6条 [略]</p>
--	--

別記様式第 1 号から別記様式第13号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指
 定等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第21号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (平成26年宮崎県規則第32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(医療保護入院者の入院届) 第12条 法第33条第 7 項の規定による届出は、次の各号に掲げる届 出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする 。</p> <p>(1) 法第33条第 1 項又は第 3 項の規定による措置に係る届出 医療保護入院者の入院届 (別記様式第10号) (2) 法第33条第 4 項後段の規定による措置に係る届出 特定医 師による医療保護入院者 (第33条第 1 項・第 4 項又は第33条第 3 項・第 4 項) の入院届及び記録 (別記様式第11号)</p>	<p>(医療保護入院者の入院届) 第12条 法第33条第 7 項の規定による届出は、次の各号に掲げる届 出の区分に応じ、当該各号に定める様式によってするものとする 。</p> <p>(1) 法第33条第 1 項又は第 2 項の規定による措置に係る届出 医療保護入院者の入院届 (別記様式第10号) (2) 法第33条第 3 項後段の規定による措置に係る届出 特定医 師による医療保護入院者 (第33条第 1 項・第 3 項又は第33条第 2 項・第 3 項) の入院届及び記録 (別記様式第11号)</p>

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

タツ

措置入院決定のお知らせ

住所
氏名

年 月 日

保健所長 印

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他 ()】にあり、ご自身を傷ついたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定】による入院措置 (措置入院・緊急措置入院) が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に関係する行政機関の職員 (県庁の職員など)
 - ② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

裏面に続く

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- 1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、宮崎県知事に請求することができます。

この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

〒 8 8 0 - 8 5 0 1

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

(電話番号：直通) 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 7 1

〒 8 8 0 - 0 0 3 2

宮崎市霧島 1 丁目 1 番 2 号

宮崎県精神保健福祉センター

(電話番号：直通) 0 9 8 5 - 2 7 - 3 9 7 7

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) 提起することができます (なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます (なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																													
<p>様式第9号(第10条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第10号(第12条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)。 なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7～10 [略]</p> <p>様式第11号(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項)の入院届及び記録</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確 認 し た 精神保健指定医氏名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7～10 [略]</p> <p>様式第12号(第13条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p>	[略]	措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名		[略]	[略]	入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名		[略]	[略]	入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名		確 認 し た 精神保健指定医氏名	[略]	[略]	<p>様式第9号(第10条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名</td> <td>署名</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第10号(第12条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名</td> <td>署名</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)。 なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。</p> <p>8～11 [略]</p> <p>様式第11号(第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名</td> <td>署名</td> </tr> <tr> <td>確 認 し た 精神保健指定医氏名</td> <td>署名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 「入院を必要と認めた特定医師氏名」の欄は、特定医師自身が署名すること。</p> <p>8 「確認した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。</p> <p>9～12 [略]</p> <p>様式第12号(第13条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 留 意 事 項</p>	[略]	措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名	[略]	[略]	入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名	[略]	[略]	入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名	確 認 し た 精神保健指定医氏名	署名	[略]	[略]
[略]																														
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名																														
[略]																														
[略]																														
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名																														
[略]																														
[略]																														
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名																														
確 認 し た 精神保健指定医氏名	[略]																													
[略]																														
[略]																														
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名																													
[略]																														
[略]																														
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名																													
[略]																														
[略]																														
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名																													
確 認 し た 精神保健指定医氏名	署名	[略]																												
[略]																														

1 「入院年月日」の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2 [略]

様式第13号（第14条関係）

[略]

[略]	
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	

記載上の留意事項

1 [] 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。

様式第14号（第14条関係）

[略]

[略]	
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	
確 認 し た 精神保健指定医氏名	[略]
[略]	

記載上の留意事項

1～5 [略]

6・7 [略]

様式第15号（第15条関係）

[略]

[略]	
診 断 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	

[略]

記載上の留意事項

1 [略]

2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」、「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 [略]

10 [略]

様式第16号（第15条関係）

[略]

[略]

1 「入院年月日」の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項又は第2項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2 [略]

様式第13号（第14条関係）

[略]

[略]	
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名

記載上の留意事項

1 [] 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の規定による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要はない。

2 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

様式第14号（第14条関係）

[略]

[略]	
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名
確 認 し た 精神保健指定医氏名	署名 [略]
[略]	

記載上の留意事項

1～5 [略]

6 「入院を必要と認めた特定医師氏名」の欄は、特定医師自身が署名すること。

7 「確認した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

8・9 [略]

様式第15号（第15条関係）

[略]

[略]	
診 察 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名

[略]

記載上の留意事項

1 [略]

2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 [略]

10 「診察した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

11 [略]

様式第16号（第15条関係）

[略]

[略]

診 断 し た 精神保健指定医氏名	
----------------------	--

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

- [略]
- 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 [略]

10 [略]

様式第17号（第15条関係）

[略]

[略]	
診 断 し た 主 治 医 指 名	

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

- [略]
- 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 [略]

10 [略]

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 240号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1409	甲斐 希俊	採取	幼苗の育	甲斐 希俊

診 断 し た 精神保健指定医氏名	署名
----------------------	----

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

- [略]
- 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 [略]

10 「診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

11 [略]

様式第17号（第15条関係）

[略]

[略]	
診 断 し た 主 治 医 指 名	署名

[略]

記 載 上 の 留 意 事 項

- [略]
- 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 [略]

10 「診断した主治医氏名」の欄は、主治医自身が署名すること。

11 [略]

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 5501番地イ	精 選	成	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 5501番地イ
-----------------------------	-----	---	-----------------------------

宮崎県告示第 241号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月30日から同年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字仲塔 1185番37地 先から同郡 同村同大字 同字1204番 22地先まで	令和5年3月30日

宮崎県告示第 242号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成30年宮崎県告示第 370号による都城都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城都市計画下水道事業 都城公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和35年9月14日から令和11年3月31日

- 4 事業地
収用の部分
変更無し
使用の部分
変更無し

宮崎県告示第 243号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成22年宮崎県告示第82号による高崎都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高崎都市計画下水道事業 高崎公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年10月7日から令和11年3月31日
- 4 事業地
収用の部分
変更無し
使用の部分
変更無し

訓 令

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 4 号

本 庁
各出先機関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和37年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印取扱主任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）別表第1に掲げる公の施設に公印取扱主任を置こうとするときは、本庁の主務課長は、<u>総務課長</u>に文書で協議しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(公印事務の総括)</p> <p>第4条 <u>公印に関する事務は、総務課において総括する。</u></p> <p>(公印の新調等の手続)</p> <p>第5条 公印を新調し、又は改刻しようとするときは、総務課長に文書で協議しなければならない。ただし、本庁にあっては、<u>総務課</u>への合議をもってこれに代えることができる。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(公印取扱主任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）別表第1に掲げる公の施設に公印取扱主任を置こうとするときは、本庁の主務課長は、<u>総務部総務課長（以下「総務課長」という。）</u>に文書で協議しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(公印事務の総括)</p> <p>第4条 <u>総務課長は、公印に関する事務を総括する。</u></p> <p>(公印の新調等の手続)</p> <p>第5条 公印を新調し、又は改刻しようとするときは、総務課長に文書で協議しなければならない。ただし、本庁にあっては、<u>総務課長</u>への合議をもってこれに代えることができる。</p> <p>2～4 [略]</p>

(不用公印の処理)

第6条 公印の廃止(改刻による廃止を含む。)をしたときは、直ちに不用となった公印を不用公印引継書(別記様式第1号の2)により総務課に引き継がなければならない。

2・3 [略]

別表(第2条関係)

種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印留守者
[略]					
宮 崎 県 知 事 印	土地改良法 専用 宮 崎 県 知 事 印	[略]			
[略]					
宮 崎 県 知 事 印	情報公開・個人情報保護条例専用 宮 崎 県 知 事 印	[略]	宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)に基づく公文書及び宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)に基づく保有個人情報の開示決定等の事務用	[略]	[略]
[略]					
[略]					

(不用公印の処理)

第6条 公印の廃止(改刻による廃止を含む。)をしたときは、直ちに不用となった公印を不用公印引継書(別記様式第1号の2)により総務課長に引き継がなければならない。

2・3 [略]

別表(第2条関係)

種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印留守者
[略]					
宮 崎 県 知 事 印	土地改良法 専用 宮 崎 県 知 事 印	[略]			
[略]					
宮 崎 県 知 事 印	情報公開・個人情報保護専用 宮 崎 県 知 事 印	[略]	宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)に基づく公文書並びに個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び宮崎県個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)に基づく保有個人情報の開示決定等の事務用	[略]	[略]
[略]					
[略]					

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
1000ℓ券1枚
- 2 用途

農業等

- 3 記号及び番号
1000ℓ券J 5200939
- 4 有効期間
令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
コスモ石油販売株式会社南九州カンパニー宮崎営業所
- 6 紛失年月日
令和5年3月2日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規

定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセナートライアル都城店
都城市都北町 717-4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,621㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 22台（駐車場①）
建物南側 144台（駐車場②）
合計 166台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 40台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 172.8㎡
建物北西側 50.0㎡
合計 222.8㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 8.42㎡
建物内西側 15.55㎡
合計 23.97㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地南側及び南西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
令和5年3月10日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年3月30日から令和5年7月31日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年3月30日から令和5年7月31日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ延岡店
延岡市緑ヶ丘1丁目2番2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和5年2月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和5年3月30日から令和5年5月1日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、百町原土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地2
理 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地

理事	植野茂光	日向市東郷町山陰甲 605番地 2	理事	橋口重夫	日向市美々津町 521番地 1
理事	黒木真	日向市美々津町3826番地 9	理事	橋口良一	日向市東郷町山陰甲 310番地 8
理事	橋口重夫	日向市美々津町 521番地 1	理事	黒木一夫	日向市美々津町3683番地 1
理事	橋口良一	日向市東郷町山陰甲 310番地 8	監事	黒木博	日向市美々津町1751番地
理事	黒木一夫	日向市美々津町3683番地 1	監事	黒木美徳	日向市美々津町1356番地口
監事	黒木博	日向市美々津町1751番地	監事	黒木務	日向市美々津町1269番地 2
監事	黒木美徳	日向市美々津町1356番地口			
監事	黒木務	日向市美々津町1269番地 2			

(任期：令和6年6月29日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	股野満男	日向市美々津町 414番地
理事	黒木幸義	日向市美々津町1430番地 2
理事	橋口和豊	日向市美々津町 940番地
理事	黒木廣繁	日向市美々津町1821番地
理事	植野茂光	日向市東郷町山陰甲 605番地 2
理事	黒木真	日向市美々津町3826番地 9

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、黒沢津土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、巣ノ浦土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、上方土地改良区(えびの市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

宮崎県人事委員会規則第36号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
[略]		[略]	
条例第2条第1項第3号に該当する団体	[略] 地方公共団体金融機構 [略]	条例第2条第1項第3号に該当する団体	[略] 地方公共団体金融機構 <u>地方税共同機構</u> [略]

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第2号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正)

第1条 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). It details changes to Article 2 and Article 5 regarding the delegation of duties to the Education Committee and the handling of confidential information.

(宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). It details the amendment to Article 2 regarding the protection of confidential information held by the Education Committee.

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第3号

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、県教育庁組織規則(昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)に基づく教育委員会の権限に属する事務の委任について定めるものとする。

(事務の委任)

第2条 教育委員会は、規則によりその権限に属する国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を宮崎県総合政策部長（以下「総合政策部長」という。）に委任する。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定による議会に付議する議案作成についての知事からの意見聴取に対する意見の申出に関する事務
- (2) 練習環境等の整備に関する事務

(委任の留保)

第3条 教育委員会は、前条の規定により委任した事務について、特に必要があると認めるときは、自らその事務を行うことができる。

(重要事項の処理)

第4条 総合政策部長は、第2条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その事務の処理について、事前に教育委員会に協議をしなければならない。

- (1) 特に重要と認められるもの
- (2) 紛議があるもの又は処理の結果紛議の生ずるおそれがあるもの

(報告)

第5条 総合政策部長は、第2条の規定により委任された事務の処理状況について教育委員会が了知しておく必要があると認められるものを、随時、教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第4号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 学校における教育の情報化の支援に関すること。</u></p> <p><u>(7) 教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 学校における教育の情報化の支援に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第5号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第1条 県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、</p>	<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、</p>

養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。

3・4 [略]
(職務)

第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14)～(22) [略]

2 [略]
(出勤簿)

第82条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（別記様式第16号）に自ら押印しなければならない。

(休暇の承認等)

第86条 職員は、年次休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理簿（別記様式第21号）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ請求することができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。

2 職員は、介護休暇を請求する場合は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理簿により校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。

4 職員は、引き続き6日を超える休暇（週休日を除く。）を請求する場合は、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。ただし、年次休暇による場合を除く。

5 校長は、引き続き6日を超える休暇（週休日を除く。）を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。ただし、年次休暇による場合を除く。

(職務専念義務の免除)

第87条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、職務専念義務免除申請書（別記様式第22号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(情報の取扱い)

養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、副参事補、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。

3・4 [略]
(職務)

第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。

(15)～(23) [略]

2 [略]
(出勤簿)

第82条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（別記様式第16号）に自ら押印しなければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育長が定めるものをいう。以下「オンラインシステム」という。）を使用する場合にあつては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。

(休暇の承認等)

第86条 職員は、年次休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿（別記様式第21号）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。

2 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。

4 職員は、引き続き6日を超える休暇（週休日及び年次休暇を除く。）の承認を受けようとするときは、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。

5 校長は、引き続き6日を超える休暇（週休日及び年次休暇を除く。）を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

(職務専念義務の免除)

第87条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、オンラインシステム又は職務専念義務免除申請書（別記様式第22号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(情報の取扱い)

第 105条 [略] 2・3 [略] 4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他の特別の定めがあるもののほか、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号） <u>及び宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）</u> による。	第 105条 [略] 2・3 [略] 4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他の特別の定めがあるもののほか、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）</u> による。
--	---

（県立特別支援学校管理運営規則の一部改正）

第2条 県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>（14）～（22） [略]</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第80条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（別記様式第20号）に自ら押印しなければならない。</p> <p>（休暇の承認等）</p> <p>第84条 職員は、<u>年次休暇を請求する場合は</u>、あらかじめ休暇処理簿（別記様式第25号）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、<u>あらかじめ請求する</u>ことができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 職員は、<u>介護休暇を請求する場合は</u>、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理簿により校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 職員は、引き続き6日を超える休暇（週休日を除く。）を請求する場合は、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。ただし、年次休暇に</p>	<p>（職員）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、<u>副参事補</u>、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>（14）<u>副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u></p> <p>（15）～（23） [略]</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第80条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（別記様式第20号）に自ら押印しなければならない。<u>ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育長が定めるものをいう。以下「オンラインシステム」という。）を使用する場合には、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</u></p> <p>（休暇の承認等）</p> <p>第84条 職員は、<u>年次休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿（別記様式第25号）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 職員は、<u>介護休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇の承認を受けようとするときは、<u>あらかじめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 職員は、引き続き6日を超える休暇（週休日及び年次休暇を除く。）<u>の承認を受けようとするときは、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければなら</u></p>

<p>よる場合を除く。</p> <p>5 校長は、引き続き6日を超える休暇（週休日を除く。）を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。<u>ただし、年次休暇による場合を除く。</u></p> <p>（職務専念義務の免除）</p> <p>第85条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、職務専念義務免除申請書（別記様式第26号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>（情報の取扱い）</p> <p>第 103条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めがあるもののほか、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）及び宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）による。</p>	<p>ない。</p> <p>5 校長は、引き続き6日を超える休暇（週休日及び年次休暇を除く。）を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</p> <p>（職務専念義務の免除）</p> <p>第85条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、<u>オンラインシステム又は職務専念義務免除申請書（別記様式第26号）</u>により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>（情報の取扱い）</p> <p>第 103条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めがあるもののほか、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）</u>による。</p>
---	--

（県立中等教育学校管理運営規則の一部改正）

第3条 県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14)～(22) [略]</u></p> <p>（出勤簿）</p> <p>第79条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（別記様式第19号）に自ら押印しなければならない。</p> <p>（休暇の承認等）</p> <p>第83条 職員は、年次休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理簿（別記様式第24号）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ請求することができなかった<u>場合には</u>、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 職員は、介護休暇を請求する場合は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に</p>	<p>（職員）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、<u>副参事補</u>、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u></p> <p><u>(15)～(23) [略]</u></p> <p>（出勤簿）</p> <p>第79条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（別記様式第19号）に自ら押印しなければならない。<u>ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育長が定めるものをいう。以下「オンラインシステム」という。）を使用する場合にあっては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</u></p> <p>（休暇の承認等）</p> <p>第83条 職員は、年次休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿（別記様式第24号）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、<u>オンラインシステム又は休暇処理簿</u>により、校長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の</p>

<p>定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理簿により校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 職員は、引き続き6日を超える休暇（週休日を除く。）を請求する場合は、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。ただし、年次休暇による場合を除く。</p> <p>5 校長は、引き続き6日を超える休暇（週休日を除く。）を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。ただし、年次休暇による場合を除く。 (職務専念義務の免除)</p> <p>第84条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、職務専念義務免除申請書（別記様式第25号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>(情報の取扱い)</p> <p>第 102条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めがあるもののほか、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）及び宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）による。</p>	<p>日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 職員は、引き続き6日を超える休暇（週休日及び年次休暇を除く。）の承認を受けようとするときは、医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。</p> <p>5 校長は、引き続き6日を超える休暇（週休日及び年次休暇を除く。）を必要とする場合は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。 (職務専念義務の免除)</p> <p>第84条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、オンラインシステム又は職務専念義務免除申請書（別記様式第25号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>(情報の取扱い)</p> <p>第 102条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めがあるもののほか、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）による。</p>
---	--

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第4条 県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10)～(18) [略]</p> <p>(出勤簿)</p> <p>第69条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（別記様式第18号）に自ら押印しなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、<u>副参事補</u>、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u></p> <p>(11)～(19) [略]</p> <p>(出勤簿)</p> <p>第69条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿（別記様式第18号）に自ら押印しなければならない。ただし、<u>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育長が定めるものをいう。以下「オンラインシ</u></p>

<p>(休暇の承認等)</p> <p>第73条 職員は、<u>年次休暇を請求する場合は、あらかじめ休暇処理簿（別記様式第23号）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ請求することができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 職員は、<u>介護休暇を請求する場合は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇を請求する場合は、<u>あらかじめ休暇処理簿により校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかった場合には、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 職員は、引き続き6日を超える休暇（週休日を除く。）を請求する場合は、<u>医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。ただし、年次休暇による場合を除く。</u></p> <p>5 校長は、引き続き6日を超える休暇（週休日を除く。）を必要とする場合は、<u>あらかじめ教育長に届け出なければならない。ただし、年次休暇による場合を除く。</u></p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第74条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、<u>職務専念義務免除申請書（別記様式第24号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(情報の取扱い)</p> <p>第92条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めがあるもののほか、<u>宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）及び宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）による。</u></p>	<p><u>テム」という。）を使用する場合にあっては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</u></p> <p>(休暇の承認等)</p> <p>第73条 職員は、<u>年次休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿（別記様式第23号）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 職員は、<u>介護休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに別に定める介護休暇願を県教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>3 職員は、前2項に規定する休暇以外の休暇の承認を受けようとするときは、<u>あらかじめオンラインシステムによって請求し、又は休暇処理簿を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事故のため、あらかじめ承認を受けることができなかったときは、その勤務しなかった日から3日以内に、その理由を付して、オンラインシステム又は休暇処理簿により、校長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 職員は、引き続き6日を超える休暇（週休日及び年次休暇を除く。）の承認を受けようとするときは、<u>医師の証明書又は休暇を必要とする理由を明らかにする書面を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 校長は、引き続き6日を超える休暇（週休日及び年次休暇を除く。）を必要とする場合は、<u>あらかじめ教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第74条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮崎県条例第2号）の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、他に特別の定めがある場合を除き、<u>オンラインシステム又は職務専念義務免除申請書（別記様式第24号）により、校長を経て、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(情報の取扱い)</p> <p>第92条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 学校における情報の取扱いに関する事務は、他に特別の定めがあるもののほか、<u>宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）による。</u></p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第6号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則（昭和27年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 1 条 県教育委員会が行う博物館の登録に関しては、法令に特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第 285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第 2 条 博物館法（昭和26年12月法律第 285号。以下「法」という。）第10条に規定する博物館登録原簿は別記第 1 号様式による。</p>	<p>(登録原簿) 第 2 条 法第14条の規定による博物館登録原簿は、別記様式第 1 号によるものとする。</p>
	<p>(登録の申請) 第 3 条 法第12条第 1 項の規定による登録の申請は、別記様式第 2 号によるものとする。</p>
	<p>2 前項の登録申請書には、法第12条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p>
	<p>(1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書類及びその図面</p>
	<p>(2) 博物館資料の目録</p>
	<p>(3) 館長及び学芸員の氏名を記載した書類並びに学芸員又は学芸員補の資格を有することを証する書類</p>
	<p>(4) 申請の日の属する事業年度における事業計画及び収支予算書</p>
	<p>(5) 私立博物館にあつては、定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類の写し</p>
	<p>(6) 開館日数及び入館者数を記載した書類</p>
	<p>(博物館の体制に関する基準)</p>
	<p>第 4 条 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に関する法第13条第 1 項第 3 号の県教育委員会が定める基準は、次のとおりとする。</p>
	<p>(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第 4 号及び第 6 条第 1 号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。</p>
	<p>(2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p>
	<p>(3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p>
	<p>(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。</p>
	<p>(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p>
	<p>(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p>
	<p>(7) 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p>
	<p>(博物館の職員に関する基準)</p>
	<p>第 5 条 博物館の職員に関する法第13条第 1 項第 4 号の県教育委員会が定める基準は、次のとおりとする。</p>

第 3 条 法第13条に規定する届出は、別記第 2 号様式により届出なければならない。

第 4 条 法第15条第 1 項の規定による届出は廃止の日から20日以内に別記第 3 号様式により届出なければならない。

第 5 条 県教育委員会は、次に掲げる事項についてその都度公示するものとする。

- (1) 法第10条の規定により登録をしたとき。
- (2) 法第13条第 2 項の規定により変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第 1 項の規定により登録の取り消をしたとき。
- (4) 法第15条第 2 項の規定により登録をまっ消したとき。

(1) 前条第 1 号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

(2) 学芸員が置かれていること。

(3) 同条第 1 号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第 6 条 博物館の施設及び設備に関する法第13条第 1 項第 5 号の県教育委員会が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

(4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(登録の審査)

第 7 条 県教育委員会は、法第12条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定による申請があったときは、法第13条第 1 項各号及び第 4 条から前条までの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

(登録事項の変更)

第 8 条 法第15条第 1 項の規定による変更の届出は、別記様式第 3 号によるものとする。

(博物館の廃止)

第 9 条 法第20条第 1 項の規定による廃止の届出は、別記様式第 4 号によるものとする。

(登録等の公表)

第10条 県教育委員会は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 法第11条の規定により登録をしたとき。
- (2) 法第15条第 2 項の規定により変更登録をしたとき。
- (3) 法第19条第 1 項の規定により登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第20条第 2 項の規定により登録を抹消したとき。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別記第 1 号様式を次のように改め、別記様式第 1 号とする。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	記号番号					
設置者の名称 及 び 住 所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

別記第 2 号様式を次のように改め、別記様式第 2 号とする。

様式第 2 号（第 3 条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所在地
名 称
代表者氏名

博物館法第 12 条第 1 項の規定により、下記施設を博物館登録原簿に登録をされるよう、別添関係書類等を添えて申請します。

記

設置者の名称及び住所	
施設の名 称	
施設の所在地	

別記第3号様式を次のように改め、別記様式第3号とする。

様式第3号 (第8条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所在地
名称
代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項の 種 別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号 (第9条関係)

博物館廃止届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所在地
名 称
代表者氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

(宮崎県総合博物館管理運営規則の一部改正)

第2条 宮崎県総合博物館管理運営規則(昭和46年宮崎県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(資料の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は県教育委員会が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(資料の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>

(県立美術館管理規則の一部改正)

第3条 県立美術館管理規則(平成7年宮崎県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(美術品等の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(美術品等の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>

(宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

第4条 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則(平成8年宮崎県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(資料等の館外貸出し)</p> <p>第11条 次に掲げるものは、資料等の館外貸出しを受けることができる。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は宮崎県教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(資料等の館外貸出し)</p> <p>第11条 次に掲げるものは、資料等の館外貸出しを受けることができる。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第 1 号(第 10 条関係)

資料等館内利用承認申請書

年 月 日

宮崎県埋蔵文化財センター所長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

資料等の館内利用をしたいので、宮崎県埋蔵文化財センター管理規則第 10 条の規定により、次のとおり申請します。

館内利用の目的			
資料等の名称	形 状	数 量	備 考
利用希望日時			
利用の方法			
撮影の有無			
備 考			

（県立西都原考古博物館管理規則の一部改正）

第 5 条 県立西都原考古博物館管理規則（平成15年宮崎県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（博物館資料の館外利用） 第18条 [略] 2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。 （1） 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第 285号）第 2 条 第 1 項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館に相当する施設 （2）～（4） [略] 3～5 [略]	（博物館資料の館外利用） 第18条 [略] 2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。 （1） 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第 285号）第 2 条 第 1 項に規定する博物館及び同法第31条第 1 項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設 （2）～（4） [略] 3～5 [略]

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存する第 1 条の規定による改正前の博物館の登録に関する規則及び第 4 条の規定による改正前の宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

教育委員会訓令

競技力向上推進室設置規程を廃止する訓令をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会訓令第 1 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

競技力向上推進室設置規程を廃止する訓令

競技力向上推進室設置規程（令和4年宮崎県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第 2 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1 の 2（第 3 条関係） 本庁共通専決事項					別表第 1 の 2（第 3 条関係） 本庁共通専決事項				
事務	事項	専決区分			事務	事項	専決区分		
		副 教 育	教 育 次	課 長 補			課 長 補	担 当 リ	副 教 育

		長	長		佐	一 ダ ー
[略]						
6 文書 等に関 する事 務	(1)~(3) [略]					
	(4) 宮崎県個人情報保護 条例 (平成14年宮崎県条 例第41号) に基づく保有 個人情報の開示等の請求 に対する決定、通知及び 意見聴取に関すること。	[略]				
	(5)~(8) [略]					
[略]						

別表第3 (第5条関係)

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
出先機関の 長及び教育 機関の長共 通専決事項	[略]	
	2 その他の 事務	(1) [略] (2) 宮崎県個人情報保護条例 に基づく個人情報の開示等の 請求に対する決定、通知及び 意見聴取に関すること。 (3) [略]
教育事務所 長共通専決 事項	1 県費負担 教職員等に 関する事項	(1)・(2) [略] (3) 市町村立学校の非常勤職 員 (地方公務員法第28条の5 第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員 (以下「再 任用短時間勤務職員」という 。)を除く。)の任用に関す ること。
	[略]	
[略]		
県立学校長 共通専決事 項	1 職員の服 務等に関す る事務	(1)~(11) [略] (12) 非常勤職員 (再任用短時 間勤務職員を除く。)の任用 に関すること。 (13) [略]
	[略]	
	3 その他の 事務	(1) [略] (2) 宮崎県個人情報保護条例 に基づく保有個人情報の開示 等の請求に対する決定、通知 及び意見聴取に関すること。
[略]		

		長	長		佐	一 ダ ー
[略]						
6 文書 等に関 する事 務	(1)~(3) [略]					
	(4) 個人情報の保護に関 する法律 (平成15年法律 第57号) 及び宮崎県個人 情報の保護に関する法律 施行条例 (令和4年宮崎 県条例第38号) に基づく 保有個人情報の開示等の 請求に対する決定、通知 及び意見聴取に関するこ と。	[略]				
	(5)~(8) [略]					
[略]						

別表第3 (第5条関係)

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
出先機関の 長及び教育 機関の長共 通専決事項	[略]	
	2 その他の 事務	(1) [略] (2) 個人情報の保護に関する 法律及び宮崎県個人情報の保 護に関する法律施行条例に基 づく保有個人情報の開示等の 請求に対する決定、通知及び 意見聴取に関すること。 (3) [略]
教育事務所 長共通専決 事項	1 県費負担 教職員等に 関する事項	(1)・(2) [略] (3) 市町村立学校の非常勤職 員 (地方公務員法第22条の4 第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員 (以下「定 年前再任用短時間勤務職員」 という。)を除く。)の任用 に関すること。
	[略]	
[略]		
県立学校長 共通専決事 項	1 職員の服 務等に関す る事務	(1)~(11) [略] (12) 非常勤職員 (定年前再任 用短時間勤務職員を除く。)の 任用に関すること。 (13) [略]
	[略]	
	3 その他の 事務	(1) [略] (2) 個人情報の保護に関する 法律及び宮崎県個人情報の保 護に関する法律施行条例に基 づく保有個人情報の開示等の 請求に対する決定、通知及び 意見聴取に関すること。
[略]		

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号）附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者及び市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者に関するこの訓令による改正後の別表第3の規定の適用については、教育事務所長専決事項の項中「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者を除く。）と、県立学校長共通専決事項の項中「定年前再任用短時間勤務職員を除く。）とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号）附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者を除く。）とする。

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和4年12月15日から令和5年3月9日までの間に実施した監査（定期監査）の結果、同条第1項、第2項及び第5項の規定により令和4年10月4日から令和4年11月25日までの間に実施した監査（随時監査）の結果及び同条第2項の規定により令和4年6月2日から令和5年3月9日までの間に実施した監査（行政監査）の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一
 宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎
 宮崎県監査委員 山 下 博 三

監査委員公告

令和5年1月5日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一
 宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎
 宮崎県監査委員 山 下 博 三

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人坂元隆一郎から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一
 宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎
 宮崎県監査委員 山 下 博 三

正 誤

令和2年8月20日付け県公報（第131号）中

ページ	段	行	誤	正
4	左	32	東諸県郡綾町大字北俣字麗1042番6及び1043番13	東諸県郡綾町大字北俣字麗1042番6及び1043番13

--	--